

平成 26 年 3 月
東京税関業務部

関係各位

申告添付登録業務（MSX）を利用した減免戻し税関係書類の提出について
（お知らせ）

今般、NACCS 政令が改正され、この改正により関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づく減免戻し税関係書類の提出について、原則として NACCS の申告添付登録業務（MSX）を利用して行うことができるようになりますのでお知らせいたします。

ただし、減免戻し税関係書類を MSX により提出していただいた場合であっても、別途、当該提出書類の原本を書面により提出していただく必要があるもの及び税関による裏落しや交付等が必要となる書類を書面により提出していただく必要のあるものがあります。

現在、具体的な取扱いについて整理しております。改めて関係業界の皆様にお知らせしたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

東京税関業務部通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337